

新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針策定のための有識者会議
設置要綱

(目的)

第1条 日本語教室の空白地域の解消や誰もが習熟度に応じて日本語学習ができる体制づくりを目指し、新潟県が日本語教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するにあたり、専門的知見の反映、各関係者の意見集約や連携を図るため、新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針策定のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県の基本方針の素案策定に関すること。
- (2) その他県の基本方針の素案策定にあたり必要な事項

(構成)

第3条 有識者会議委員は、公益財団法人新潟県国際交流協会理事長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 日本語教育や国際交流を行う団体等の関係者
- (3) 外国人雇用事業主の支援団体の関係者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) 外国人住民

(座長及び副座長)

第4条 有識者会議には、座長及び副座長各1名を置く。

- 2 座長は委員が互選し、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、会務を統括し、有識者会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その会務を代理する。

(委員任期)

第5条 有識者会議の委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、これを主宰する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

3 有識者会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、公益財団法人新潟県国際交流協会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は令和5年5月1日から施行する。